

経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局発表
令和3年4月30日（金）
午前8時30分 解禁

担当

職業安定部職業安定課
課長 中島 宏之
課長補佐 桐田 徹
電話 075-241-3268 (ダイヤル)

ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組について(令和3年3月分まで)

厚生労働省では、平成27年度から全国のハローワーク（公共職業安定所）において「マッチング機能に関する業務の評価・改善の取組」を実施し、サービスの質の向上を図るとともに就職支援の強化に努めています。

京都労働局及び管下各ハローワークでは、令和2年度における主要3指標（就職件数、充足件数、雇用保険受給者の早期再就職件数）について別紙のとおり目標設定していますが、令和3年度3月までの実績をとりまとめましたので公表いたします。

< 3月までの取組の進捗状況（京都労働局計） >

1. 就職件数（常用）

22,943件 （3月までの目標達成率：81.0%）

2. 求人充足件数（常用）

22,538件 （3月までの目標達成率：81.0%）

3. 雇用保険受給者の早期再就職件数

9,174件 （2月までの目標達成率：100.7%）

※「雇用保険受給者の早期再就職件数」は集計がひと月遅れとなるため今回は2月分となります。

令和2年度 京都労働局管内各公共職業安定所における目標値・実績一覧（令和3年3月）

別紙

●就職件数（常用（※1））

安定所	項目	当月までの目標目安値	当月までの実績累計値	当月までの目標目安値 に対する達成率	当月までの目標目安値 に対する過不足件数	年間目標値	年間目標値に対する進捗率
京都西陣所		8,390	6,334	75.5%	▲ 2,056	8,390	75.5%
京都七条所		6,706	5,190	77.4%	▲ 1,516	6,706	77.4%
伏見所		2,595	2,414	93.0%	▲ 181	2,595	93.0%
宇治所		2,635	2,132	80.9%	▲ 503	2,635	80.9%
京都田辺所		2,191	1,836	83.8%	▲ 355	2,191	83.8%
福知山所		2,604	2,135	82.0%	▲ 469	2,604	82.0%
舞鶴所		1,639	1,587	96.8%	▲ 52	1,639	96.8%
峰山所		1,562	1,315	84.2%	▲ 247	1,562	84.2%
京都労働局		28,322	22,943	81.0%	▲ 5,379	28,322	81.0%

●充足件数（常用（※1））

安定所	項目	当月までの目標目安値	当月までの実績累計値	当月までの目標目安値 に対する達成率	当月までの目標目安値 に対する過不足件数	年間目標値	年間目標値に対する進捗率
京都西陣所		9,272	7,206	77.7%	▲ 2,066	9,272	77.7%
京都七条所		6,093	4,433	72.8%	▲ 1,660	6,093	72.8%
伏見所		3,026	2,784	92.0%	▲ 242	3,026	92.0%
宇治所		2,721	2,201	80.9%	▲ 520	2,721	80.9%
京都田辺所		1,403	1,243	88.6%	▲ 160	1,403	88.6%
福知山所		2,489	2,144	86.1%	▲ 345	2,489	86.1%
舞鶴所		1,407	1,349	95.9%	▲ 58	1,407	95.9%
峰山所		1,424	1,178	82.7%	▲ 246	1,424	82.7%
京都労働局		27,835	22,538	81.0%	▲ 5,297	27,835	81.0%

●雇用保険受給者の早期再就職件数（※2）

安定所	項目	2月までの目標目安値	2月までの実績累計値	2月までの目標目安値 に対する達成率	2月までの目標目安値 に対する過不足件数	年間目標値	年間目標値に対する進捗率
京都西陣所		2,944	3,020	102.6%	76	3,188	94.7%
京都七条所		2,084	2,139	102.6%	55	2,263	94.5%
伏見所		1,211	1,262	104.2%	51	1,296	97.4%
宇治所		923	877	95.0%	▲ 46	1,001	87.6%
京都田辺所		727	669	92.0%	▲ 58	791	84.6%
福知山所		506	510	100.8%	4	549	92.9%
舞鶴所		303	319	105.3%	16	326	97.9%
峰山所		412	378	91.7%	▲ 34	444	85.1%
京都労働局		9,110	9,174	100.7%	64	9,858	93.1%

※1 雇用契約において期間の定めがないか、又は4箇月以上の雇用期間が定められているものをいう（季節労働者を除く）。

※2 雇用保険受給者が所定給付日数の3分の2以上を残して再就職した件数（他の指標と比べて集計がひと月遅れとなります）。